

# 地方自治基本法の提案

～ 地域主権国家の実現に向け、現行地方自治法を抜本改正し、  
地方自治システム全体の大転換を ～

平成22年 1月



## 提 案 趣 旨

平成5年6月、衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」から、既に16年あまりが経過した。

この間、地方分権改革については、機関委任事務制度の廃止など、一定の成果が得られてきた。しかしながら、霞が関の府省や族議員等の抵抗もあって、大局的に見れば、地方分権改革の現状は満足できる状況には程遠い。国と地方の役割分担の見直しや権限移譲が進んでいないことはもとより、地方税財政制度改革が不十分であること、国の強い関与や義務付け・枠付けにより地方の裁量の余地が少ないこと等の本質的な課題が残され、到底、住民本位の地方分権型の自治制度が実現したとは言えないのである。

こうした中で、今年の総選挙における民主党マニフェストには、「霞が関を解体・再編し、地域主権を確立する」、「明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、地域主権国家へと転換する」と明記された。また、本格的な政権交代を経て誕生した鳩山内閣は、政策の大きな柱として、「本当の国民主権の実現」、「内容のともなった地域主権」の二つを「基本方針」に位置付けた。

しかし、地域主権を「一丁目一番地」と唱えても、何千、何万もの事務事業を子細に点検して改革を積み上げても、それだけでは永遠に「地域主権国家」に転換することはできない。地域主権国家への転換とは、国と地方の行財政制度全体を根本から見直し、真に住民の視点に立って、住民自治・団体自治の拡充の両面から地方自治システム全体を再構築することなのである。

そのためには、まず、現行の“国家が地方自治体を管理するための法律”である地方自治法を抜本改正し、“地方自治を保障する法律”である「地方自治基本法(仮称)」の制定と地方自治関連法制の再編を断行しなければならない。

そこで、平成21年10月9日の全国知事会議の席上において、こうした趣旨を私から総務大臣に提案した。その後、もう少し詳しい形で新しい地方自治システムの構想及び基本法のデザインについて国に提言したいと考え、急遽、神奈川県職員による「地方自治基本法検討プロジェクトチーム」を庁内に設置し、検討を指示した。

本提案は、このような経緯の中で、私の考え方をもとにプロジェクトチームが短期間の中で取り急ぎまとめた「地方自治基本法」の基本構想である。関係各位には、この提案を受け止め、地域主権国家としての将来像を見据えて「地方自治基本法」の必要性について御賢察いただき、ぜひ、法制化に向けて御尽力いただくよう、お願いする次第である。

平成22年1月

神奈川県知事 **松沢成文**



## 目次

1	地方自治基本法制定の意義	1
	（1）地方自治法の課題	1
	（2）地方自治に関する基本法の制定及び個別法の見直し	5
	（3）地方自治システムの再構築	8
2	新たな地方自治法制の構想	10
	（1）「統治」から「自治」の法制への転換	10
	（2）「地方自治の本旨」の具体化	11
	（3）規律密度の大幅な緩和と条例制定権の拡大	11
	（4）地方自治基本法の位置付け	12
	（5）地方自治基本法と自治基本条例の関係	13
3	地方自治基本法に盛り込む内容	16
	（1）総則（基本理念等）	18
	（2）住民自治の保障	20
	（3）地方自治体の自立（団体自治）の保障	22
	（4）権利を担保する制度の枠組み	28
	（5）その他	28
4	今後の検討課題	29



---

## 1 地方自治基本法制定の意義

### (1) 地方自治法の課題

#### ① 地方自治の本旨が不明確 ～自治法は、何に基づいて何を定めているのか？

【課題】 「地方自治の本旨」の意味・内容を明示していない

我が国における地方自治は、終戦直後の混乱の中で日本国憲法により新たに保障された。その際、地方自治法は、「地方公共団体の組織及び運営に関する大綱」を定めるとして、1947年に日本国憲法の附属法典として制定された。

日本国憲法第92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」としている。これを受けて、地方自治法では、次のように規定している。

**第1条** 地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

#### 第2条

- ① 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。
- ② 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、（中略）これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。（以下略）

このように、憲法に規定された「地方自治の本旨」は地方自治法において何度も使われているものの、その内容は具体化されていない。

一般に、「地方自治の本旨」とは「団体自治と住民自治を意味する」と言われているが、講学上の概念としてはともかく、これでは住民から見ても、実際のところ何のことか良く分からない。地方自治は、本来、そこに住み、暮らす住民のためにある。地域のことは住民自らが権限と責任を持って決定することが自治の基本である。

地方自治法が、日本国憲法第92条の「地方自治の本旨」に基づいて種々の事項を定めようとしているのであれば、少なくとも、地方自治の主役たる住民が見てわかりやすい

---

形で、どのような「地方自治の本旨」に基づいて、何を定めようとしているのかを示さねばならない。

## ② 規定内容が不十分 ～住民自治のルールを作るのは誰か？

**【課題】** 住民自治を支えるための規定内容が十分ではない

地方分権推進法に基づくいわゆる第一次地方分権改革の残された課題の一つとして、「地方分権推進委員会 最終報告」(2001年6月)では、「地方自治の本旨の具体化」を挙げているが、その後今日に至るまで、住民自治を支えるための規定内容については見直しがなされていない。この間、地方自治体では、それを補うための独自の取組みが行われ、全国的に広まっている。分権時代の自治体運営のあり方を目指す、自治基本条例や住民投票条例制定の取組みである。

しかし、肝心の地方自治法の規定が不十分なままであることから、地方自治体のこうした努力が報われない事態が生じるなど、地方にとっては極めて冷淡な法律に映る。例えば、本県においては、知事の大選を禁止した全国初の条例として、2007年10月に「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」が可決・成立したが、地方自治法に根拠規定が無いという指摘により、未だ施行に至っていない。また、住民投票の位置付けについても明確化する必要がある。

そうした「地域の自治の意向を支える根拠規定がないこと」、「制度化の方策がないこと」は大きな課題である。住民自治を支えるルールづくりへの対応が可能になるよう、地方自治法を抜本的に改める必要がある。

## ③ 1460条項もの膨大な法律 ～地域主権の時代に、誰のための法律か？

**【課題】** 膨大で複雑な条項を擁し、わかりにくい

地方自治法が施行されたのは1947年5月であり、これは初の知事公選の翌月である。それまでは官選知事であったことから、新憲法によって与えられた「地方自治」というものに、国も地方も不慣れであったはずである。

そうした状況で、あたかも「全国統一マニュアル」のような形で、地方自治法が地方自治体の組織や運営について細かに定めたことは、恐らく自治体側にとっても極めて好都合であり、草創期の地方自治制度を定着・発展させる上で大きな役割を果たしてきたものと推測できる。

実際、地方自治法自体が極めて重要で有用な法律であることは、制定以来、時々の社



---

会的、経済的な要請や期待に応え、現在に至るまで度重なる改正を行って充実してきた経緯、逐条解説や行政実例の蓄積からも明らかである。しかし、その結果、細目を抱え込み、枝番のみで構成される章ができ、さらには、枝番の枝番が連なるなど、現在では、全体で452条、1,460条項(巻末参考資料参照)にも及ぶ膨大な法律となっている。

地域主権国家への転換が指向される中で、また、住民自治の重要性が一層増す中で、現在の地方自治法が多様な住民が把握しやすい形式となっていない点は、内容以前の問題として、大きな課題である。

#### ④ 地方を管理・統制する法律 ～もはや、時代に逆行する法律？

【課題】 地方自治体の運営を統制し、裁量権を奪っている

地方自治法は、1,460条項もの膨大な体系の中で、地方自治体の組織・運営について全国一律の詳細な規定がなされている。例えば、教育委員会は自治体の規模や地域の状況に関わらず一律に設置することとしており、他にも監査委員の人数の下限や選任方法、選挙管理委員の人数や選任方法、議員の定数の上限、予算の区分や調書の形式に至るまで細密に定めている。さらに、都道府県が内部組織を設置改廃する際の総務省への届出義務など、国が地方自治体を下部組織として管理・統制するかのような規定も残る。また、地方自治法に基づく個別法においても、例えば、農業委員会は、政令で定める一律の基準のもと、原則として設置することとなっている。この点については、「地方分権改革推進委員会 第3次勧告」(2009年10月)においても、教育委員会及び農業委員会は、その設置を全国画一的に義務付ける根拠が乏しく、制度の見直しを行うべきという指摘がされているところである。<sup>1</sup>

高度経済成長の時代を終え、人口減少、少子・高齢化、成熟化、多様化といった変化の著しい不透明な時代を迎えている中で、今後は、地域主権の観点から、地域に応じて住民のニーズにきめ細かく弾力的・効率的に応える仕組みが国家全体としても有効である。前述の住民自治等の流れに沿っていないこと、実態として団体自治の調整規範たりえないこと等を勘案すれば、世論で指摘された部分だけの場当たりの改正では到底解

---

<sup>1</sup> 地方分権改革推進委員会 第3次勧告

教育委員会を引き続き存置するか、それともこれを存置せずにその所掌事務を長の所管とするかについては、地方自治体の組織のマネジメントの自由度を高める観点から、地方自治体の判断によって任意に選択できるよう改めるべきである。(中略)

農業委員会を設置するのか、設置せずその所掌事務を市区町村長が担うのかは、個々の市区町村が、地域の実情に応じて自主的に判断し、任意に選択できるよう改めるべきである。

---

決できない。残念ながら、地方自治法は時代に合わない法律というよりは、もはや、時代に逆行する法律となっているのではないか。

## ⑤ 立法原則となりうる法整備が必要 ～団体自治の保障は十分か？

【課題】 国－地方間の役割分担や原則に実効性がない

第一次地方分権改革では、機関委任事務制度と包括的な指揮監督権を廃止し、法定受託事務を創設して限定列挙することで拡大を抑制しようとした。併せて、同意・承認・指示・協議など、地方に対する国の関与を類型化して制限した。さらに、改正された地方自治法第1条の2では、国と地方の役割と国による制度策定の原則が規定された<sup>2</sup>ほか、第2条第13項では、法令に基づく自治事務について、地方が地域特性に応じた事務処理ができるような配慮をも明記している<sup>3</sup>。

しかし、現状は、必ずしも意図どおりの結果とはなっておらず、その後も、国による過剰な地方自治体に対する規制は後を絶たない。通達・通知による関与は廃止・減少したが、法律又はこれに基づく政令に詳しく書き込むことで、自治事務の「過剰な義務付け・枠付け」は自在になっている。いわゆる法令の規律密度の問題である。

事務だけでなく、財源負担の面でも同様である。一連の社会保障制度改革や国直轄事業負担金等においても、法令の規定により一方的に制度設計を進め「地方の財政負担」を決めたりするなど、国と地方の対等・協力の関係は、なお、根本のところ歪められたままであるといえる。

これまで、府省は所管分野の維持・発展を最優先に、縦割りで制度づくりに精励してきた。その結果、地方自治の現場は、府省ごとの「親心」によって制度化された全国一律の法令義務的な事務事業に溢れている。事務自体の実施の有無はもちろん、許認可や施設等の各種基準や資格、手続に至るまで、こと細かに法令で定めている。要するに、い

---

<sup>2</sup> 地方自治法 第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

<sup>3</sup> 地方自治法 第2条第13項

法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

---

かに地方が財政難でも、いかに現地のニーズや実態が変化しても、地方が勝手に見直して府省の利益を損なわないようにする仕組みが「義務付け・枠付け」なのである。これを放置する限り、実質的な地域主権は絶対に実現しない。

## (2) 地方自治に関する基本法の制定及び個別法の見直し

地方自治体の組織・運営はもとより、ひとたび何かについて法令で定めようとするれば、全国画一的にならざるを得ないことは必然である。法令で全国の地方自治体の数だけ、あるいは実態の類型ごとにすべてのパターンをオーダーメイドで用意することはできない以上、常に全国制度は画一的であり、多様と分権の発想からは逸脱せざるを得ない。

現在の地方自治法においても、個々の規定内容が必ずしも不適正だということではないが、全国画一的に細目にわたって自治体の組織・運営を定めている事項が多いことが大きな課題である。地方自治法の条項の内容の妥当性や濃淡の問題ではなく、条項自体の必要性の問題なのである。そもそも、自治体の裁量の範疇にあると考えられる事項についてまで法令で細部まで規定すべきではなく、とりわけ地方自治の根本を定める地方自治法は他法令の模範にならなければならないはずである。

こうした課題については、第一次地方分権改革における地方分権推進委員会の最終報告でも「残された課題」の一つとして「義務付け・枠付け等の緩和」を掲げ、指摘している。第一次地方分権改革では、省令や国の通知等による関与を大幅に緩和したが、国の法令等(法律・政令・省令・告示)による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付けの緩和については、ほとんどが手付かず終わった。そこで、こうした義務付け・枠付け等を大幅に緩和する必要性を、課題として指摘しておいたのである。

このため、2010年3月末を時限とする「地方分権改革推進法」でも、国は、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けの整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする<sup>4</sup>と規定された。この法律に基づき設置された地方分権改革推進委員会においては、この課題について、1万条項を対象に膨大な検討を進め、「義務付け・枠付けの見直し」として勧告に盛り込んだが、府省のゼロ回答が相次ぐ中で、2009年12月

---

<sup>4</sup> 地方分権改革推進法 第5条

国は、(中略)地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け及び地方自治法第245条に規定する普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

---

に閣議決定された政府の地方分権改革推進計画に盛り込まれた事項はわずか121条項に留まった。このように義務付け・枠付けの見直しはあまり進んでいないのが現状である。

このような状況では膠着状態となってしまう、改革は前進しない。政治的リーダーシップに期待したいが、本来は、各府省の事務事業の制度設計の段階から、地方自治法が個別法による国策と地方自治の保障についての調整のための準憲法的な指針となるべきなのである。しかし、残念ながら、本来そうした役割を果たすべき現行の地方自治法は、肝心の「地方自治の本旨」が明らかにされていないだけでなく、このような場面の指針となるべき肝心な内容が欠落している。一方で、地方の組織や職、財務などについては、高い規律密度のもとで細部にわたり地方を拘束する「地方自治マニュアル」のようになっている。そうした意味では、もはや、“地方自治を保障するための法律”というよりも、“国が地方自治体を管理するための法律”となってしまうのではないかと。

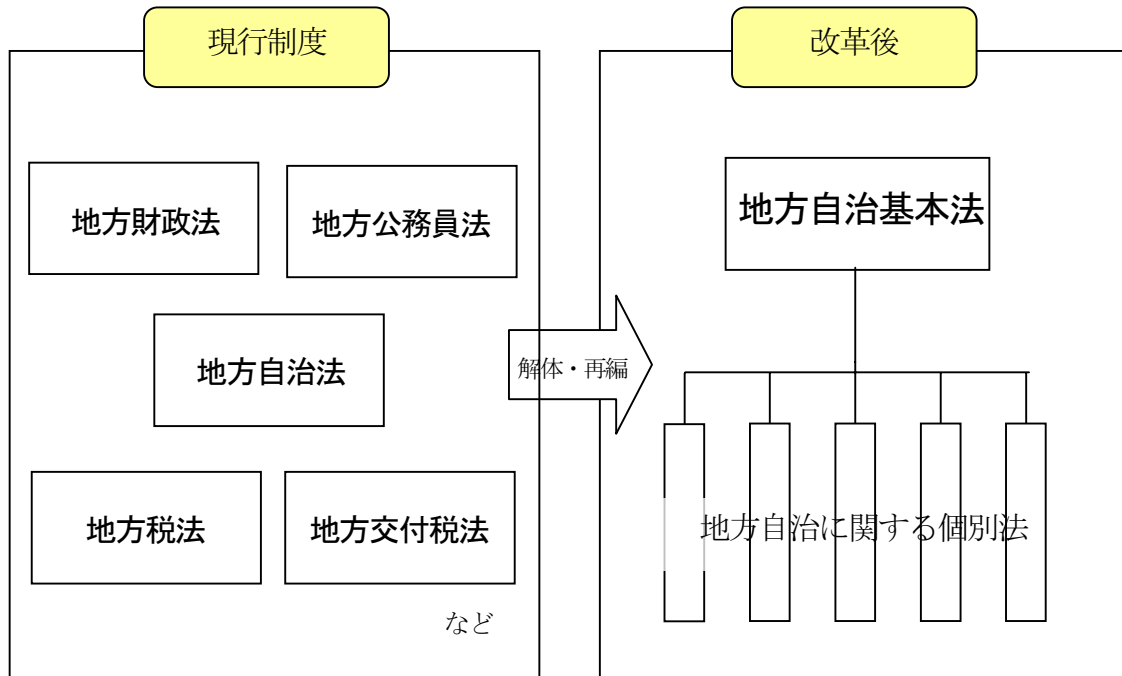
地方自治体の組織・運営を細部にわたり拘束する性質は、地方自治法のみならず、地方財政法、地方税法、地方公務員法といった地方自治関連の個別法についても同様である。

加えて、現在の地方自治法制は、地方自治法と地方財政法等の個別法の関係が不明確で、住民自治及び団体自治の核となる法律が存在せず、自治体の自治財政権・自治行政権・自治立法権を侵害する事態が生じている。

これらの問題は、これまでのような地方自治法の部分改正の積み上げでは解決を見ない。現行の“国家が地方自治体を管理するための法律”を廃止し、“地方自治を保障する法律”、すなわち、「地方自治の本旨」を具体化し、住民本位の地方自治制度を確立するための基本原則及びそれを支える制度等を定めた基本法を新たに制定する必要がある。

そこで、「地方自治基本法(仮称)」を準憲法的な法律として制定し、その他の法律はこれに違反してはならないという制約を明確にする。加えて、地方財政法や地方公務員法等の地方自治関連法を、地方自治基本法の理念に基づいて改正し、真に地域住民の視点に立った地方自治システムを構築する方向での、抜本的な改革が必要である。

# 地方自治関係法制の再編イメージ



---

### (3) 地方自治システムの再構築

地域主権国家にふさわしい形での地方自治システムの再構築に向けては、地方自治基本法を準憲法的な位置付けとすることを前提に、現在の地方自治法及び種々の地方自治関係法令全般を対象に、次のような視点で見直し作業を進めることが必要と考えられる。

#### ① 住民自治拡充のための規定を追加

「1(1) 地方自治法の課題」で例示的に指摘した「地方自治の本旨」、「多選禁止」、「住民投票」など、現在の地方自治法で欠如している事項については、住民自治の拡充、地方自治を保障する観点から、関連する法令の改正とセットで新たに地方自治基本法に追加する。

#### ② 法令事項として存置する必要性を検証

再編にあたっては、現行の地方自治関係法令の規定内容を単に組み直すのではなく、まず、法令で定めるべき事項を精査し、「規定の廃止」と「条例において規定」を第一の選択肢として考え、法令事項は必要最小限とするべきである。何らかの形で法令の規定を存続させる場合は、地方自治基本法又は個別法で位置付けるべきものへと振り分けることになるが、その際も現行どおりの規定とするのではなく、規律密度を緩和し、地方自治体の裁量権を拡大する方向で見直しを行う。

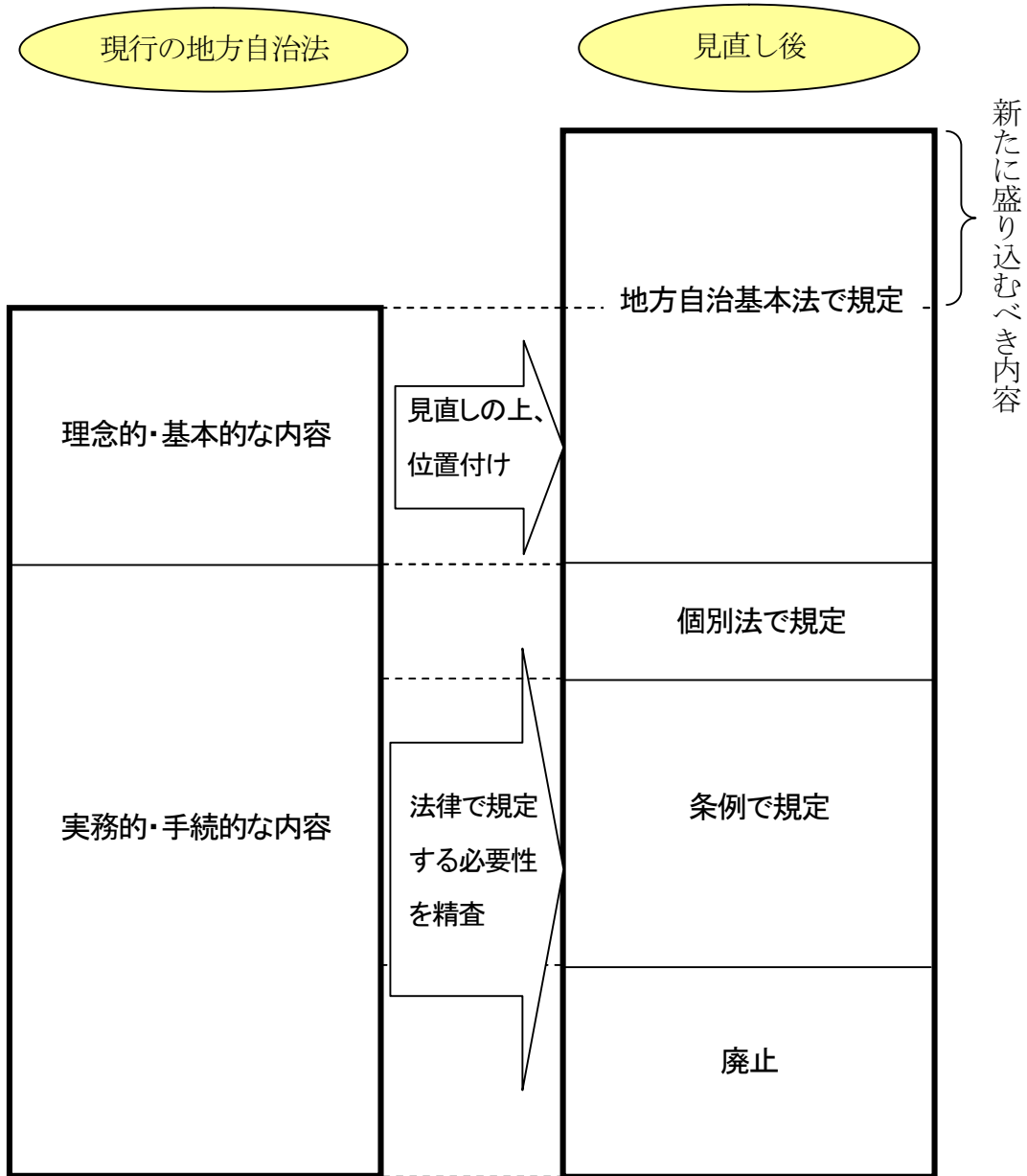
#### ③ 理念的・基本的な部分のみに純化

現行の地方自治関係法令の諸規定のうち、地方自治の本旨に関わる理念的・基本的な部分について、自治の基本理念に照らしてふさわしい内容かどうかを検証し改正した上で、地方自治基本法に位置付ける。なお、地方自治法でいえば、理念的・基本的な部分とは、概ね「第一篇 総則」における国と地方公共団体の役割分担、国の制度策定等の原則、地方公共団体の種類等である。

#### ④ 実務的な部分は個別法に分割

財務や選挙、議会等の規定など、現在、地方の組織・運営についてこと細かに定めている実務的・手続的な部分については、性質に応じ、既存の関係法令または、「地方公共団体の組織と運営に関する法律(仮称)」、「地方議会に関する法律(仮称)」等の法律を新たに制定するなど、対応する個別法に整理・統合する。

# 地方自治法の見直しイメージ



※ 地方自治法は見直し作業により廃止する。同時に、地方自治に関する個別法も見直しを行う。

---

## 2 新たな地方自治法制の構想

### (1) 「統治」から「自治」の法制への転換

前章で示した地方自治法制の再構築に向けて、検討の軸に据えるべき視点は「『統治』から『自治』の法制への転換」である。

地方自治法では地方自治体の構成要素のうち、行政機構の組織・運営等について過度に詳細に定めており、あたかも国が地方行政機構を統治し、それをもって地方自治が成り立つかのような印象を受ける。

地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決定することが地方自治の基本である。住民は、個として自立し、一人ひとりの人権が尊重され、相互に協力し、地域の情報、人材、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域の公共的な課題の解決を図っている。

こうした住民同士の協力、いわゆる共助では対応できない課題については、住民の信託に基づき設立された地方自治体はその解決にあたり、地域のことはその地域が決定する。住民は、自分たちが設立した自治体から受けるサービスを決定する権利を持ち、受益と負担の関係をもとに、そのサービスを受けることができる。地方自治法制は、こうした本来あるべき「自治」の姿を反映させたものとすべきであり、こうした理念を地方自治基本法に盛り込む必要がある。

こうした視点のもと、地域住民のための地方自治法制とするためには、具体的に次の二点に留意する必要がある。

第一は、憲法第92条の「地方自治の本旨」を具体化し、地域主権の意義や自治を確立するための基本理念等を定めること、第二は、憲法第94条から直接授権された地方自治体の権能を保障するため、地方自治法をはじめ、地方税法や地方財政法などの関連法令の規律密度を大幅に緩め、地方自治体の組織・運営は、地方自治基本法に定める大枠の中で、地域や団体の実情に即して条例で各自治体が主体的に定めることを根本とすることである。



---

## (2) 「地方自治の本旨」の具体化

地方自治基本法では、地方自治の本旨の内実とされる住民自治・団体自治の理念及び地方自治の保障について明示する必要がある。

住民自治については、アメリカの地方制度のように住民が地方自治体を設立する権利まで遡及する議論もある。ただ、全国土が地方自治体で網羅された日本の現状と現行憲法を踏まえれば、「本来は自ら設立すべき自治体」に対する住民の権利・義務として、住民参加権、住民投票権、納税義務などを明記する。そして、この権利を保障する制度を地方自治基本法に盛り込み、各自治体が具体的に制度化できるようにする。

一方、団体自治については、国と地方自治体の関係及び地方自治体間の関係の基本として国、都道府県、市町村の役割分担等を明確化するとともに、地方自治体が憲法から直接授権された自治財政権、自治行政権、自治立法権及び自治組織権を持つということを含め、その保障を明記する。これらは憲法第94条で示された地方公共団体の権能<sup>5</sup>を具体化するもので、地方に関する法律は一様にこれらの権限を尊重して制定すべきことを明らかにする。

また、これらの権利を担保する制度として、国と地方の協議の場や国・地方の係争処理の仕組み、地方共有財源の制度等が挙げられるが、こうした制度の大枠を地方自治基本法で定め、各制度の仕組みは、その大枠の中で個別法において具体的な制度設計を行うこととなる。

## (3) 規律密度の大幅な緩和と条例制定権の拡大

アメリカでは、地方自治体の組織と運営に関する事項は自治体自らの立法により定めているのに対し、日本では、憲法第92条で組織・運営に関する事項は法律で定められている。憲法の改正を視野に入れない場合でも、組織・運営に関する事項を定める法律はできる限り枠法化して、地方自治体の裁量権を大きくし、条例で制定できる余地を広げるという方向で新たな地方自治法制は構築すべきであり、このことがまさに地方自治の本旨を実現していくことにつながる。

---

<sup>5</sup> 日本国憲法 第94条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

---

そこで、地方自治基本法には、法律により保障すべき基本的事項のみを定めることとし、地方自治体は基本法の大枠の範囲内で、地域の実情に即した条例を主体的に定めることができるものとする。これにより、各地域が自らの責任において、主体的に運営することができる。また、全国的に統一しなければならない事項は、地方税法や地方財政法等の地方自治関連法に定め、条例による上書きを大幅に認めた上で整理し直す。

こうして地方自治に関連する法律の規律密度を緩和することで、地域ごとに地域の実情に見合った自治体運営ができるとともに、自治体の条例制定権の範囲が拡大することとなり、地域の課題に合わせて自治立法を行い、解決を図ることができる。

なお、首長の任期や在任期間の制限などは、各自治体において住民の意思により定めることが望ましいが、憲法上の地方公共団体の組織及び運営に関する基本的な事項であると考えられるため、これらを条例に委ねる場合は、法律にその根拠を置くことが憲法上必要である<sup>6</sup>。よって、任期や在任期間の制限を条例で定める根拠を地方自治基本法に置く必要がある。

#### (4) 地方自治基本法の位置付け

地方自治基本法には、憲法第92条の「地方自治の本旨」の具体化としての基本理念、住民の権利、憲法第94条の「地方公共団体の権能」を具体化する地方自治体の自治財政権、自治行政権、自治立法権及び自治組織権の保障、国と地方自治体及び都道府県と市町村の関係等、地域の主権・自立を保障する規定を置く。地方に関わる法律は遍くこれらの規定を尊重して定められるべきことを明らかにする。

その際、考え方としては、地方自治基本法は準憲法的な位置付けを持つ法律とし、地方自治を保障する諸原則とそれを支える基本的な制度のみを地方自治基本法に規定する。各制度の個別の仕組みは、法律で全国一律に定めるべき必要最小限の事項に限り、地方の組織や財務等の個別法に再編して規定する。

ここで言う「準憲法的な位置付けを持つ法律」とは、憲法的価値の実現に奉仕する法律であること、すなわち憲法第8章地方自治に定められる憲法的価値の実現、とりわけ憲法原理である地方自治の本旨を明確化、具体化する法律であるということである。従って、地方自治の本旨を具体化した地方自治基本法の規定、趣旨、目的に沿うように地方自治に関する個別法を定めることで、法体系上、個別法は地方自治基本法の下に位置付け

---

<sup>6</sup> 「首長の多選問題に関する調査研究会報告書」総務省 19ページ

---

られるものとする。

このように地方自治基本法と同時に一括改正される個別法に関しては、地方自治基本法の趣旨、目的に沿ってその規定が改正されることで、地方自治基本法と個別法の抵触は考えにくい。しかし、一般的に、個別法を新たに制定、改正する際に、基本法が拘束力を持ち得るかが問題となる。基本法といえども国法の形式としてはあくまで法律であり、個別法に優先するものではないという考えが一般的であるが、基本法に準憲法的な位置付けを持たせることで、個別法に優先する効力を持つという学説、判例もある。

地方自治基本法の立法趣旨は、地方自治の本旨の具体化であるので、地方自治基本法と抵触する法律は憲法にも抵触する可能性がある。こうした意味で、法形式上は対等の関係にある個別法に対する地方自治基本法の拘束力は担保されると考えられる。

## (5) 地方自治基本法と自治基本条例の関係

現在100を超える地方自治体において自治基本条例が制定されているが、これらは現行の地方自治法のもとでそれぞれの自治体における自治の基本原則を規定しているため、地方自治法が廃止され、新しく地方自治基本法が制定される際には、自治基本条例の規定内容について再考が迫られるものと思われる。

地方自治体の条例制定権を拡大するため、骨格を地方自治基本法として制定し、関連する地方自治法制の一体的な改正を行うが、これにより、各自治体は、自治基本条例において組織や運営に係る細目等を定めるのか、あるいは、分野別の条例を整備するのかの判断を行うことになる。

その際、地方自治基本法及び改正された自治関連法を受けて各自治体がどのように条例を整備するのかは各自治体の裁量とすべきことから、必ずしも地方自治基本法において、自治基本条例の制定をすべての自治体に義務化する必要はない。

---

<sup>7</sup> 最高裁判所判決(大法廷) 昭和51年5月21日 北海道学力テスト事件 抜粋

教基法は、憲法において教育のあり方の基本を定めることに代えて、わが国の教育及び教育制度全体に通じる基本理念と基本原理を宣名することを目的として制定されたものであって、教育の根本的改革を目途として制定された諸立法の中で中心的地位を占める法律であり、このことは、同法の前文の文言及び各規定の内容に徴しても、明らかである。それ故、同法における定めは、形式的には通常法律規定として、これと矛盾する法律規定を無効にする効力をもつものではないけれども、一般に教育関係法令の解釈及び運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教基法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払わなければならない。

東京高等裁判所判決 昭和49年5月8日 伊藤校長免職処分取消請求事件 抜粋

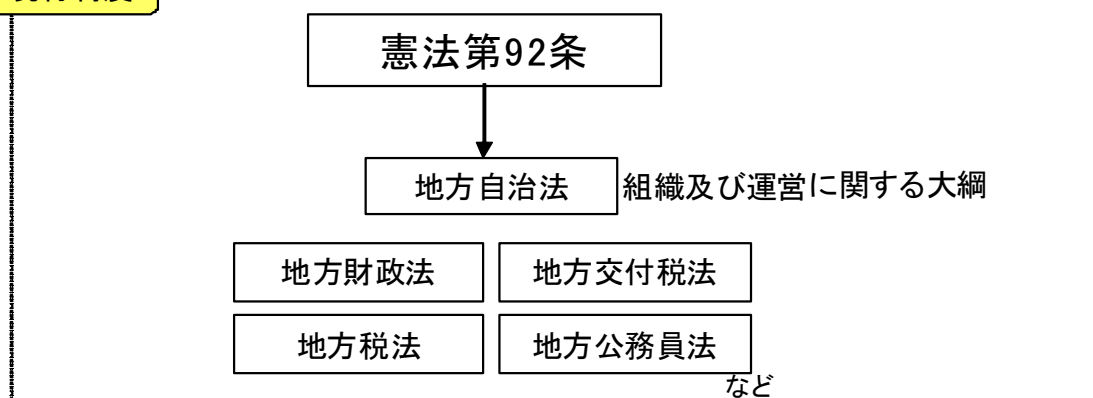
教基法の成立の経緯および立法趣旨よりして、後に制定された一般教育関係諸法は、同法の掲げる諸条項を実施するために制定されたものというべきであるから、この意味において教基法については、後法は前法を破るとの一般原則を直ちに適用することはできない。

---

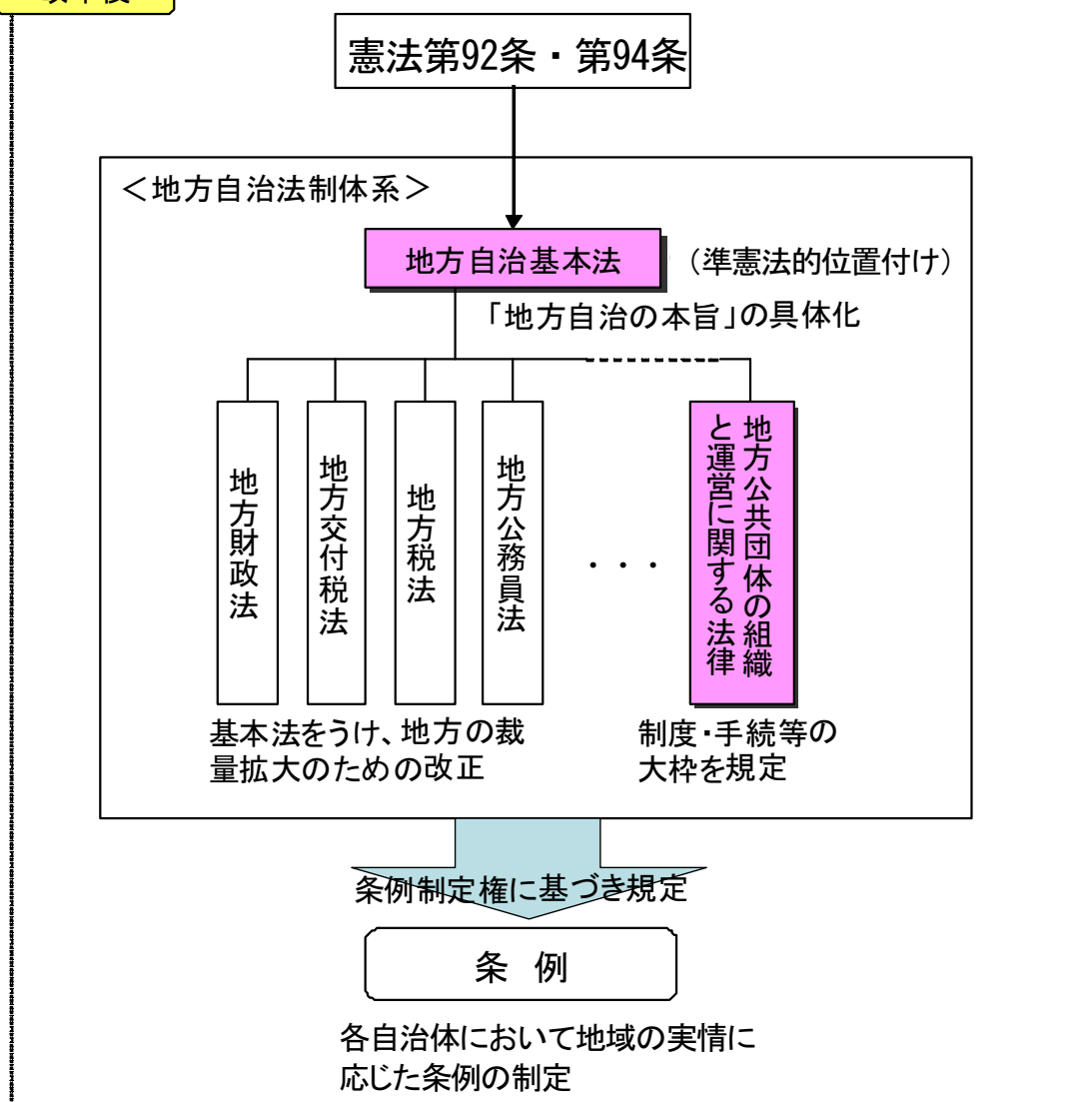
一方、既に制定されている自治基本条例の中には当該自治体の「最高規範」であることを謳っているものがあるが、現在の法制度では、条例間に優劣の関係はなく、自治基本条例が、憲法のように自らに違反する条例等を当然に無効にする「最高法規性」を持つことはできない。そこで、他の条例に対して優越性を持つ自治基本条例を地方自治体が制定することができる根拠を地方自治基本法に置く必要性についても検討する必要がある。

# 新たな地方自治法制のイメージ

現行制度



改革後



---

### 3 地方自治基本法に盛り込む内容

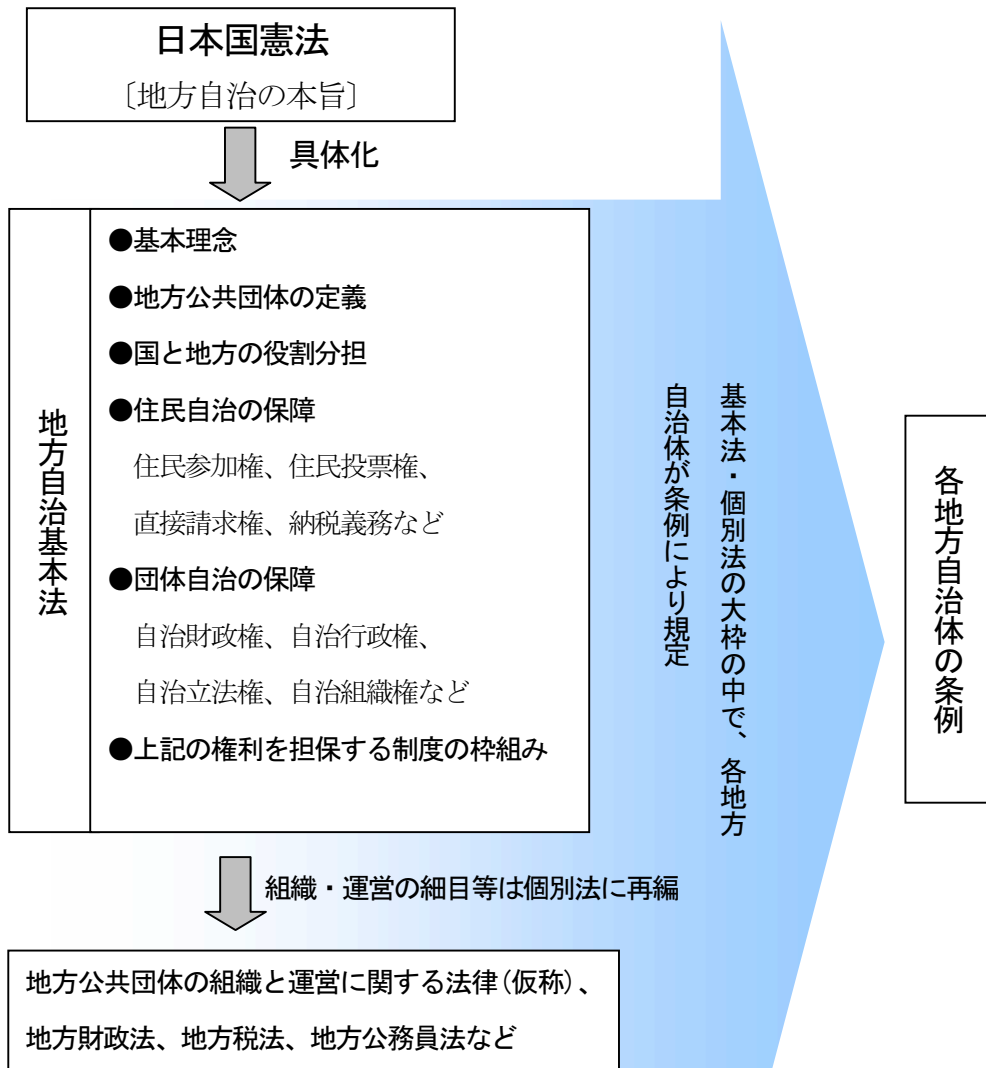
前章で示した「地方自治の本旨」の具体化、地方自治体の権能の保障、規律密度の大幅な緩和と条例制定権の拡大を念頭に置き、地方自治法制を再構築することで、あるべき国と地方の役割分担を実現し、地域主権型国家にふさわしい地方自治を実現しなければならない。

新しい地方自治法制において中核となる地方自治基本法に盛り込むべき内容については次のとおりである。

#### <全体像>

- 日本国憲法に定められた「地方自治の本旨」を具体化するものとして、「基本理念」、「地方公共団体の定義」、「国と地方の役割分担」等を規定する。
- 住民自治の保障として「住民の権利・義務」を、地方自治体の自立(団体自治)の保障として「自治財政権」、「自治行政権」、「自治立法権」、「自治組織権」等を、それぞれ規定する。さらに、これらの権利を担保する制度の枠組みについても規定する。
- 地方自治体の行財政制度に関する法律の規定は、法律で全国一律に定めるべき必要最小限の事項に限り、地方の組織や財務等の個別法に再編して規定する。
- 地方自治体の組織・運営の細目について、地方自治基本法及び「地方公共団体の組織と運営に関する法律(仮称)」に定める大枠の中で、各自治体において、地域の実情に即した形で条例により定めるものとする。

# 地方自治基本法の位置付け



---

## (1) 総則(基本理念等)

現行の地方自治法「第一篇 総則」をもとに、目的、地方自治の基本理念、地方公共団体の定義、国、都道府県、市町村の役割分担等を定める。

### ① 目的

- 日本国憲法第92条に定める「地方自治の本旨」を具体化する地方自治の基本原則を定め、その原則に基づき住民自治と団体自治を保障する制度の枠組みを定めること。
- 準憲法的位置付けとし、個別法制定の際の立法原則とすること。

### ② 基本理念

- 自治の基本は、地域のことは住民自らが責任を持って決定すること。
- 個人が自立し、住民相互の協力により公共的な課題の解決を図る努力を行うこと。
- 地方自治体は、住民の信託に応えるため、自らの意思と責任をもって事務を処理すること。
- 「補完性・近接性」の原理により、住民に身近な行政は、できる限り、より住民に身近な地方自治体が担うこと。

### ③ 地方公共団体の定義

- 地方公共団体は、普通地方公共団体である地方自治体と、特別地方公共団体とする。
- 地方自治体は、広域的に共同し事務を処理するため、組合等の特別地方公共団体(一部事務組合、広域連合等)を設置することができる。なお、多様化する広域行政課題に的確に対応するための新たな仕組みについても検討する必要がある。
- 地方自治体は、(3)で規定する自治財政権、自治行政権、自治立法権、自治組織権を持つ。
- 特別地方公共団体は、その目的の範囲で自治財政権等を持つ。



---

#### ④ 国・都道府県・市町村の役割分担等

- 国と地方自治体は対等・協力の関係にあることを定める。
- 都道府県と市町村はともに地方自治体であり、階層的位置がなく、それぞれの役割のもと、相互に連携・協力し、住民福祉の向上に努めるべきことを定める。
- 「補完性・近接性」の原理にしたがい、市町村は、地域における事務等を幅広く包括的に処理することとする。
- 都道府県は、地方自治体が担う事務のうち、市町村を包括する広域自治体として、広域的な事務、市町村に関する連絡調整に関する事務のほか、市町村が処理することが困難な事務を補完的に担うこととする。
- 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務、全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業を担うこととする。

---

## (2) 住民自治の保障

前文や総則等において、住民の信託を受けて地方自治体が既に設立されているという考えを盛り込むとともに、住民自治の保障として、地方自治法で定められる住民の定義及び住民の権利とそれを保障する制度を定める。

### ① 住民の権利・義務とそれを保障する制度

現行の地方自治法は、地方自治体に取り組むべき「住民自治」を支えるための規定内容が十分ではない。このため、例えば、本県において、住民自治を支える新たなルールづくりとして知事の大選制限を試みても、地方自治法上の根拠規定が無い場合、実施には困難が伴っている。また、住民投票についても、首長の解職等を決定する手続として規定されているが、住民自治の充実を図るという観点から、住民が投票によりその意思を直接表明するという住民投票は制度化されていない。

そこで、住民自治を充実させるため、住民が地方自治体の運営に参加する権利を定めるとともに、参加にあたって必要となる地方自治体の情報を知る権利などについて定める必要がある。その上で、各自治体において、住民の権利を保障する制度の具体的な要件(住民投票の成立要件など)を地域の実情に合わせて条例により定めるべきである。

こうした規定により、住民自治の仕組みを自由に選択する権能が地方自治体に付与されることにより、自治体ごとに地域住民の選択に基づく多様な自治システムが構築されることが期待される。

#### 基本法の規定内容

- 住民の権利・義務及びそれを保障する制度については、現行の地方自治法にある権利・義務・制度に加え、新たな権利・制度を追加し、「地方自治の本旨」の実現のための規定とする。
- 住民の権利・義務は、地方自治体の運営に参加する権利、地方自治体運営に関する情報を知る権利、公共サービスを受取る権利及び納税の義務を定める。
- 参加する権利に位置付けられる権利として、現行の地方自治法に規定されている権利(選挙権、条例制定改廃請求権、議会の解散請求権等)のほか、新たな権

---

利として住民投票権などを定める。

#### 個別法に委ねる内容

- 直接請求や住民投票の制度設計のうち、全国一律に定める必要のある最小限の事項については、個別法により定める。

#### 条例に委ねる内容

- 議会の解散請求権、首長の解職請求権等の直接請求の要件、住民投票の成立要件などについて条例により定める。

## ② 住民の定義

#### 基本法の規定内容

- 現行の地方自治法と同じく「区域内に住所を有する者」とする。

#### 個別法又は条例に委ねる内容

- 個々の権利の対象となる住民の範囲については、各々の法律または条例において定める。なお、選挙権、住民投票権等の対象となる住民の範囲について、法律で一律に規定すべきか、条例で個別に規定すべきかは、権利の性質に応じて判断されるべきものであり、今後の検討課題である。

---

### (3) 地方自治体の自立(団体自治)の保障

地方自治体の自立(団体自治)の保障として、憲法第94条に定められる地方公共団体の権能を踏まえ、「自治財政権」、「自治行政権」、「自治立法権」、「自治組織権」について定める。

#### ① 自治財政権

国の社会保障制度改革や国直轄事業負担金など、地方自治体の意思決定が及ばない一方的な財政負担の問題が顕在化しており、自治体の自治財政権が侵害される事態が生じている。さらに、制限税率の設定や起債に対する各種制限のほか、地方固有の財源である地方交付税により財源措置されている事業に対する実質的な国の指導など、自治体の財源に関する国の様々な関与も問題としてある。現行の地方交付税制度については、財源調整機能及び財源保障機能を一定程度果たしてきたが、地方財政計画の策定や特定事業の起債償還に対する交付税措置等により、国の政策的意思が色濃く反映されている実態もある。

どの地域においても豊かで活力のある自治を自らの意思で実現するためには、地方自治体の自治財政権について、地方自治基本法において明確に定め、自治体が自ら財政規律を確保する責務を明確化した上で、自治体の権利を保障する制度の枠組みを定める必要がある。また、地方税は地域間の偏在性があるため、自治体間の財政力格差を是正し、地方全体の財源を保障する制度の充実についても定める必要がある。

こうした規定により、国の責任により実施する事務に係る費用は国が負担し、地方の事務に見合う財源を保障する責務が国にあることが明らかとなり、国の地方自治体財政への介入が認められないことを示すことができる。また、“国の関与・指導による自治体運営”から、自らの責任で健全な財政運営と適正な財務処理を実施する“自主・自立(律)の自治体運営”に転換することを明確に示すことができる。

---

#### 基本法の規定内容

- 地方自治体は自らの財源でその事務を処理する権利を有することを定める。
- 国は、国と地方の役割分担に基づき、地方が担うべき事務に応じた地方自治体の財源を保障するため、固有の地方税源を確保する責務を有することを定める。
- 地方自治体は、課税自主権を持つとともに、自らの責任で起債できる起債自主権を持つことを定める。
- 地方自治体の責務として、財政運営の透明性を高め、自主・自律的に財政の健全化に取り組むことを定める。
- 国の義務に属する事務を処理する場合の経費を地方自治体は負担しないことや、国が地方に負担を求める場合には国と地方自治体との協議と合意に基づき決定することなど、国が一方的に地方財政に負担を転嫁しないことを定める。
- 地方交付税の制度を改め、地方全体の財源を保障し、地方自治体間の財政力格差を是正する機能を充実するとともに、国の政策誘導を廃し、地方固有の財源であることを明確にした地方共有税の制度を設けることを定める(同時に地方財政計画の制度も見直す)。

#### 個別法に委ねる内容

- 地方自治基本法に定める枠組みの下、自治財政権を保障するための制度として、地方自治体間の財源調整機能と地方全体の財源保障機能を有する地方共有税の具体的な仕組みや地方負担分の決定に係る手続を定める。
- 地方税の税率設定や地方債発行の基本原則等、地方自治体の自主財源確保に係る基本原則を定めるとともに、公会計の透明性を確保するための制度など、すべての地方自治体が共通認識を持つべき必要最小限の事項について、個別法で定める。

#### 条例に委ねる内容

- 会計処理に関する規定、予算決算等の個別の事務処理に関わる規定等については、条例で定める。

---

## ② 自治行政権

第一次地方分権改革(2000年施行の地方分権一括法)による地方自治法の改正により、機関委任事務制度が廃止され、地方自治体の事務が自治事務と法定受託事務に再編された。この改正では、法定受託事務を限定列挙し、それ以外を自治事務とすることで法定受託事務の拡大を抑制しようとしたが、実際には、改正後も法令による自治事務の過剰な義務付け・枠付けが繰り返されているなど、改正時の意図どおりの結果にはなっていない。

そこで、自治事務については地方がその執行体制・方法等を選択できるような自由度を保障するための規定をおく必要がある。

こうした規定により、地方自治体は地域の実情に応じた事務の執行が可能となる。

### 基本法の規定内容

- 地方自治体は、その役割を果たすため、必要な事務を自己の判断と責任において、自ら処理することができることなど、自治行政権の保障について定める。
- 現行地方自治法の第2条第13項<sup>(P4脚注3)</sup>に規定されている自治事務の配慮原則を見直し、強化した規定を盛り込むとともに、自治行政権を侵害する自治事務の一方的な創設は認められない旨を定める。
- 法律による義務付け・枠付けの拘束がある自治事務の創設について、地方と協議の必要性を定める。

### 個別法に委ねる内容

- 法律に基づく自治事務の大枠については、個々の個別法において定める。
- 法定受託事務については地方自治基本法の定める枠組みの下、個別法において定める。
- どのような事務を執行するか、あるいは執行しないかを含め、執行の方法や基準等は、できる限り地方自治体の判断に委ねることとし、法令の規定は必要最小限とすることを国の責務として定める。

### 条例に委ねる内容

- 法令に定められる自治事務の執行については、その執行の基準・方法・内容等は地方自治体の条例によって定める。

---

### ③ 自治立法権

憲法では、地方公共団体は「法律の範囲内で」条例を制定することができる」と規定されている一方、地方自治法では「法令に違反しない限り」において、条例・規則を制定することができる」とされている。この地方自治法の規定では、条例・規則の制定範囲を憲法の規定より狭めているとの誤解を招く恐れがある。

そこで、憲法の規定を受け、地方自治基本法においては、法律と条例(規則)の関係を整理し、地方自治体の条例制定権について拡大する方向で見直す必要がある。

こうした規定により、拡大した条例制定権を活用し、地域の課題に合わせて政策を実行することができる。

#### 基本法の規定内容

- 地方自治体の定める条例は、地方自治の本旨に基づき、直接憲法第94条により法律の範囲内において制定する権能を認められた自治立法であるので、法律で明示的に禁止していない限り、条例の制定権は保障されていることを定める。
- 条例制定権の拡大にあたっては法律の規律密度を緩和し、条例制定権の及ぶ範囲を広げることが基本とすることを定める。
- 国が制定する地方自治体に関する法令について、地方自治基本法で規定される立法原則に適合したものか、事前及び事後にチェックし、改善を求める制度を設けることを定める。その過程に地方自治体(の連合機関)が関わるようにする必要がある。
- 地方自治体は他の条例に対して優越性を持つ自治基本条例を制定することができることを定める(ただし、優越性の内容や制定要件については別途検討が必要)。

#### 個別法に委ねる内容

なし

#### 条例に委ねる内容

- 法律で明示的に禁止されている場合を除き、地方自治体の事務について条例で定める。また、条例違反に対する罰則の上限等は地方自治体の条例で定める。

---

#### ④ 自治組織権

地方自治体は、自治財政権、自治行政権、自治立法権を行使するため、憲法により自治組織権を付与されていると考えられる。

地方公共団体の組織及び運営については、憲法第92条において、「地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」とされている。これを受け、地方自治法が自治体の組織と運営について定めているが、自治体の規模や地域の状況にかかわらず置くべき行政委員会、議員の定数、監査委員・選挙管理委員の人数などの細目にわたり全国一律の規定となっている。

そこで、組織・運営を定める法律はできる限り枠法化して、自治体の裁量権を拡大し、地域の実情に応じ、自治体が自ら組織を編成できるようにする方向での見直しが必要となる。そのため、議会の組織・運営については議会基本条例等により自己決定することを基本とし、首長の任期、設置する行政委員会や委員の人数等についても自治体ごとに定めることにより、その自治体の住民の意思に基づいた組織形態とすることができる。

また、地方公務員の定員については、国が法令、要綱等<sup>8</sup>で規定する施設設置や職員配置の基準による自治体への義務付けが引き続き行われており、公務員の定員管理を自治体が自主的、主体的に行うことが難しくなっている。そこで、こうした事実上の定員管理に対する国の義務付けを廃止し、地方公務員の定員をはじめ、職員の任免や給与等の組織・運営に関する具体的内容は、各自治体が地域の実情に応じて定め、簡素で効率的な行政を自主的に展開できるようにすべきである。

#### 基本法の規定内容

- 地方自治体は議会と首長による二元代表制を基本とすること、議会と首長の関係等について定める。
- 議会の権能、議員の身分・位置付け等について定める。
- 首長等の執行機関の設置・権能、行政委員・職員の職務や身分等について定める。
- 憲法との関係から、首長の任期、在任期間の制限、議員の定数等、地方公共団体の組織及び運営に関する基本的な事項については、条例に委任する根拠を法

---

<sup>8</sup> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律、警察法施行令など



---

律上に置くことが必要<sup>9</sup>であるため、条例により各地方自治体が定めることを地方自治基本法に定める。

- 国は、法制上、財政上を問わず、地方公務員の定員に対する義務付けを行わないことを定める。また、地方自治体には、国から独立した人事権があることを定め、自主的、主体的に職員配置を行うとともに、柔軟に職員制度を運用できることを定める。
- 地方自治体の財政収支や財産の適正かつ効率的な管理のために監査機関を置くことを定める。

#### 個別法に委ねる内容

- 選挙や議会等に関する規定のうち、全国一律に定める必要のある最低限の事項を個別法において規定する。例えば、議長の権限や議会事務局の機能、委員会制度等について議会の自主性・自律性を阻害しない範囲で個別法において定める。

#### 条例に委ねる内容

- 首長の任期・在任期間の制限、議員の任期・定数、議会の会期のほか、補助機関や行政委員会の設置に係る事項、地方公務員の任免、給与等の組織・運営に関する事項は、可能な限り条例で定める。

---

<sup>9</sup> 日本国憲法 第93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

---

#### (4) 権利を担保する制度の枠組み

(3)で記載した権利を担保する制度の枠組みを地方自治基本法で定める。

##### ① 国と地方自治体との関係

- 国と地方自治体は対等・協力の関係であることに鑑み、国と地方の協議機関の設置や係争処理制度について定める。

##### ② 都道府県と市町村の関係

- 都道府県と市町村はいずれも地方自治体であり、階層的位置にないことを総則で定め、それを受けて、現行制度において見られる都道府県の後見的な関与は認められないことを示し、関連の法令を改正する。
- 都道府県と市町村の紛争処理制度について定める。
- 大都市特例は、地方自治の基本原則ではなく運用規定的側面を持つため、新しい地方自治法制の中の一つとして、その必要性を検証の上、個別法にて扱う。

#### (5) その他

- 新たな地方自治法制への改革に伴い、地方自治体が条例で規定すべきものとした事項について、すべての自治体において直ちに条例化を必須とすることは現実的ではないことから、地方自治基本法の施行までには一定の猶予期間を設けることが必要になる。

たとえば、新たな地方自治法制下で条例で規定すべきとした事項については、条例への委任規定を備えた上で、現在の規定を生かすような経過措置を設けることも考えられる。あるいは、これらの事項について規定する法律を時限立法として定めることも考えられる。

- また、現行の地方自治法で定めている廃置分合や境界変更等に関する規定、会計手続の細目、係争処理の手続の細目などは、法律で定めるべき事項に限り個別法として定め、地方自治体がこれを標準として用いることができれば作業量や作業コストの問題に配慮することができる。これも同様に、これらの法律を時限立法とすることも検討すべきである。

---

## 4 今後の検討課題

本プロジェクトチームにおいて、検討を行い、一定の結論を得た内容については前章までのとおりであるが、プロジェクトチームにおける議論では、結論を得なかった事項や別途の検討・議論が必要な事項は次のとおりである。

### ・国、都道府県、市町村の役割分担

国と都道府県、市町村の役割は現行地方自治法の第1条の2や第2条に定義されているが、現実には幅広い分野において、それぞれの主体が重層的に類似・関連する役割を担っている。地方自治基本法で規定する国、都道府県、市町村の役割(P19)を明確に区分するためには、地方自治関連法のみならず、補助金制度の廃止を含め、基本法の規定に基づいて個別法の規定を見直すことが必要である。

### ・道州制の導入等への対応

今回の検討では、現行の都道府県・市町村の二層制を前提として、地方自治基本法に盛り込むべき内容を中心に検討した。従って、道州制の導入や市町村の区分の見直し等、地方自治制度を大きく変更する場合には、地方自治基本法の規定内容を見直す必要がある。

### ・特別区や行政区の扱い

今回の検討では、地方自治体を普通地方公共団体たる都道府県・市町村と規定することとしたが、現行地方自治法で特別地方公共団体である特別区や政令指定都市における行政区をどのように扱うか検討が必要である。

### ・外国籍住民の扱い

外国籍住民は、地方自治法では「住民」の定義に含まれるが、選挙権等は与えられていない。外国籍住民に地方選挙権等を付与とした場合、地方自治基本法で一律に権利を認めるか、個別法や条例により認めるのか検討が必要である。

以上の事項については、今後、地方自治関連法制の本格的な見直しを行う過程で併せて検討を行うべきである。



参考資料 地方自治法の条項数

第一編 総則	37
第二編 普通地方公共団体	
第一章 通則	57
第二章 住民	9
第三章 条例及び規則	10
第四章 選挙	5
第五章 直接請求	62
第六章 議会	152
第七章 執行機関	224
第八章 給与その他の給付	20
第九章 財務	201
第十章 公の施設	23
第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び 普通地方公共団体相互間の関係	225
第十二章 大都市等に関する特例	27
第十三章 外部監査契約に基づく監査	97
第十四章 補則	111
第三編 特別地方公共団体	
第一章 削除	
第二章 特別区	32
第三章 地方公共団体の組合	88
第四章 財産区	25
第五章 地方開発事業団	51
第四編 補則	4

計 1460

※ 附則は除く



## 地方自治基本法検討プロジェクトチームの設置及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治基本法検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 現行の地方自治法を抜本的に改正し、地域主権の考え方に沿って再構築する「地方自治基本法（仮称）」を検討するため、関係課によるプロジェクトチームを設置する。

### (所掌事務)

第3条 プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「地方自治基本法（仮称）」に定める事項の調査・検討及び関係部局間の調整に関すること
- (2) その他「地方自治基本法（仮称）」の検討に関し必要な事項に関すること

### (組織)

第4条 プロジェクトチームは、別表に掲げる所属の課長、担当課長、副課長又は課長代理をもって構成し、プロジェクトチームに座長を置く。

- 2 座長は、政策部広域行政課長をもって充てる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 座長は、検討事項に応じた構成員をもってプロジェクトチームを開催することができる。

### (座長の職務及び職務代理)

第5条 座長は、プロジェクトチームを招集し、その議長となる。

- 2 座長は、あらかじめ指定する者にその職務を代理させることができる。

### (庶務)

第6条 プロジェクトチームの庶務は、政策部広域行政課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年10月22日から施行する。

### 別表（第4条関係）

政策部広域行政課
〃 財政課
〃 税務課
総務部総務課
〃 人事課
〃 市町村課
〃 法務文書課





# 地方自治基本法の提案

平成22年(2010年)1月

地方自治基本法検討プロジェクトチーム事務局  
(神奈川県政策部広域行政課)

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

電 話 (045)210-3147 (ダイヤルイン)

F A X (045)210-8818

※この冊子は再生紙を使用しています。

